

平成21年度 国立大学法人長崎大学 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

○教養教育の成果に関する具体的目標を達成するための措置

- ・次期中期計画に向けて、新しい教養教育カリキュラムの再構築について検討を開始する。
- ・教養特別講義、長崎蘭学関連科目及び乗船実習並びに平和学及び長崎学に関する教育を実施する。
- ・英語による短期留学プログラムにおける「長崎で平和を考える」を継続する。
- ・運動（スポーツ）と食生活の両側面から、学生の健康自己管理能力の向上のための教育及び精神面におけるストレス耐性能力強化のための教育を継続する。
- ・留学生に学習・研究に必要な日本語能力を養わせるために、全学教育と一般並びに集中プログラムにおいて日本語の授業を継続する。
- ・留学生センター交換留学生プログラムにおける日蘭学生共修科目である長崎蘭学を継続する。
- ・全学教育情報処理科目「情報処理入門」において情報倫理・情報モラル教育を推進する。
- ・教育職員の情報倫理についての知識を深めるため、オンラインでのFD「情報倫理入門」を継続する。
- ・「全学教育ラーニングポータル」を活用した情報リテラシー教育、情報倫理教育を推進する。
- ・平成18年度採択現代GP「現代『出島』発の国際人育成と長崎蘭学事始」により開始したオランダ語関連教育を継続する。
- ・TOEIC, TOEFL等の英語能力試験で高得点を得た学生に対しては、平成20年度に開講したアドバンスクラスを受講させる。
- ・初習外国語では、達成基準を保証するため、共通シラバスに基づく内容の修得を目指す。
- ・平成20年度に引き続き、海外短期語学留学制度を実施する。

○学士課程の成果に関する目標を達成するための措置

- ・医学部医学科において、平成22年度に実施予定のモデルコアカリキュラムに即した専門基礎及び応用教育を実践するための新カリキュラムの検討を継続する。他学部においても、カリキュラムの点検・改善を継続する。
- ・医歯薬学総合研究科の基礎学部間における単位互換やカリキュラムの相互乗り入れを更に推進する。また、生産科学研究科においては、「教務関係3学部連絡委員会」で研究科の改組を視野に入れた基礎学部間の単位互換やカリキュラムの相互乗り入れについて更に検討を進める。
- ・次期中期計画期間における教養教育の在り方について、平成20年度に学長室に設置した「全学教育検討ワーキンググループ」において大学教育機能開発センターの改組を視野に入れた検討を行い、教育実施体制等の見直しの方向性を決定する。
- ・専門教育で必要とする英語力涵養（ESP: English for Specific Purposes）を視点に入れた教材、教科書を作成し、また、英語コミュニケーションを視点に入れたテキストを開発する。

○大学院課程の成果に関する目標を達成するための措置

- ・平成19年度「がんプロフェッショナル養成プラン」の採択を受け医歯薬学総合研究科に開設した医学・歯学がんプロフェッショナル養成コース及びがん専門薬剤師養成コースを継続する。
- ・医歯薬学総合研究科熱帯医学専攻（修士課程）及び新興感染症病態制御学系専攻（博士課程）において、「国費外国人留学生（研究留学生）の優先配置を行う特別プログラム」によ

る留学生の受入れを継続する。また、生命薬科学専攻（博士前期・後期課程）においても、留学生の受入れを継続する。

- ・平成20年度に新設した国際健康開発研究科では2年次生の8ヶ月間に及ぶ長期海外インターンシップを開始する。
- ・経済学研究科においては、平成20年度に採択を受けた大学院G P「新興金融市場分析の専門家育成プログラム」において、実践的情報収集・仮説構築能力の養成を目的とした3ヶ月間に及ぶ中国での海外フィールド研究を開始する。
- ・トップレベルの研究者及びトップマネジメント等による講義、国際シンポジウムの開催、英語による講義、複数組織が連携した教育研究の展開を引き続き実施し、学位論文の高度化、学際化、国際化を進める。
- ・英語による授業の展開、副指導教員制度による学位論文指導体制等の拡充を図る。

○学士課程卒業後の進路等に関する具体的目標を達成するための措置

- ・従来のインターンシップ教育に加え、特色G P、現代G P、教員養成G P、特別教育研究プログラム、大学高度化推進経費による教育改革プログラム等で開発した特色あるインターンシップ教育を充実させ、企業等の学外組織と連携した教育を推進する。
- ・重点的に交流を行う海外の拠点大学・機関を選定するとともに、大学院学生交流を促進するためのデュアルディグリー制度の構築を目指す。
- ・国家試験合格率を向上させるため、教育内容を充実するとともに、国家試験対策特別講義、卒業試験、模擬国家試験、国家試験対策ゼミ等を更に実施・充実させる。
- ・各種資格・免許等の履修の手引きへの記載、説明会の開催、就職情報とあわせた学生への情報提供等により、資格取得の指導を強化する。

○大学院課程修了後の進路等に関する具体的目標を達成するための措置

- ・教育学研究科においては、教員養成G P「出会い、研鑽、臨床で育む高度な支援力」の取組を継続することによって、高度専門職業人養成の指導体制を充実させる。
- ・国際健康開発研究科においては、国際保健の現場で必要とされる英語コミュニケーション能力を向上させるため、ネイティブによる授業「国際保健コミュニケーション」を引き続き実施する。
- ・医歯薬学総合研究科では、専門医制度との両立を可能とする大学院教育の実質化方策の検討を引き続き行う。
- ・経済学研究科では、平成20年度に採択を受けた大学院G P「新興金融市場分析の専門家育成プログラム」において、東京証券取引所での実習を実施し、金融分野の即戦力となる高度専門職業人を育成する。
- ・大学院博士課程及び博士後期課程への進学率向上のため、学位取得までのプロセスとメリットを明確にし、進学説明会における広報活動を通じて積極的に説明する。
- ・外部資金による研究プロジェクト等の立ち上げ及び継続により、課程修了後にポスドクとして最先端のプロジェクト研究を担える体制を引き続き維持する。
- ・大学院修了者の海外派遣を推進するため、重点的に交流を行う海外の拠点大学・機関を選定する。

○教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

- ・学生の教育成果達成に係るデータを収集・管理・分析する新W e b学生支援システムを導入する。
- ・学生による授業評価システムについては、平成20年度の検討結果を踏まえ、下記の改善を加える。
 - ①学生による授業評価に加えて、「教員による自己評価」を試行する。
 - ②シラバスに記載された学習到達目標を授業評価設問として設定する。
 - ③オンラインでの回答方法を更に推進する。
- ・G P Aや単位取得状況等の達成度指標、進級や卒業研究着手状況、国家試験合格状況、大学

院進学状況を用いた教育の成果・効果の分析を、全学部において引き続き実施する。

- ・教育の成果・効果の検証を行うため、卒業生に対するアンケート調査を行う。

(2) 教育内容に関する目標を達成するための措置

○アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

- ・本学の全ての入学者選抜に共通するアドミッション・ポリシーを引き続き公表・周知する。
- ・アドミッションセンターが、入学者選抜に関する諸課題に対応する先導的組織として、学部への支援を行う。
- ・アドミッションセンターに広報を主担当とする教職員を配置する。

(学士課程)

- ・入学定員の適正さを点検するため、平成14年度から平成21年度までの入学者選抜の結果について、GPA等の学士力評価指標に基づく分析を実施する。
- ・全学的な大学入試説明・相談会及び学部独自の広報の機会にデモ実験等を組み合わせた体験型学習を加える。
- ・オープンキャンパス、出前講座、高校生のための公開講座等による適切な高大連携を引き続き実施する。
- ・AO入試や推薦入試等特別選抜における学力保証手法の検証を行い、大学入試センター試験及び各種検定試験等の活用方法を検討する。
- ・現行の入試体制の中で、課題論文評価基準をより明確化するとともに、面接のガイドラインを策定する。
- ・学生の教育成果達成に係るデータを収集・管理・分析する新Web学生支援システムを導入する。

(大学院課程)

- ・医歯薬学総合研究科新生命薬科学専攻（仮称）修士課程を設置するための準備を進める。
- ・生産科学研究科の入学試験実施体制を見直すとともに、充実を図る。

(学士課程・大学院課程共通)

- ・入学志願倍率の改善に向けた取組として、アドミッションセンターに広報を主担当とする教職員を配置し、学部と連携した新たな入試広報体制を構築する。
- ・引き続き入学者選抜方法の質を高めることを目的としたFDを開催する。
- ・外国人留学生の入学を促進するため、次の施策を講ずる。
 - ①外国人留学生への企業、関連機関からの新たな奨学金の獲得を目指す。
 - ② - (1)外国人留学生の住宅・傷害保険等に係る支援策の拡充を図る。
 - (2)国際交流会館等の外国人留学生用宿舍の増築・改修を具体化する。
 - (3)外国人留学生と日本人学生の交流の促進を図る。
 - ③ - (1)短期留学生の再入学の促進を図るため、短期留学プログラム修了生等へのアンケートを実施し、点検・評価を行う。
 - (2)英語による講義・セミナーの増加を図る。
 - ④入学志願者の増加を図るため、海外留学フェア及び国内での進学説明会に参加し、広報活動を行う。

○教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

(学士課程)

- ・次期中期計画に向けて、新しい教養教育カリキュラムの再構築について検討を開始する。
- ・インターンシップ制度や体験学習、社会（企業、地域社会、コミュニティ）と連携した教育の工夫及びフィールド型の充実した教育を引き続き実施する。
- ・留学生を長崎地域の小・中学校に派遣する異文化体験実習については、更に実習の効果を高めるために、平成20年度に行った評価に基づき内容の充実を図る。

- ・長崎県、長崎市及び長崎地域留学生交流推進会議と連携し、平和学習（語り部講話、原爆遺構見学等）を実施する。
- ・教育内容の学際化、高度化及び国際化への対応を行う。また安全、環境、倫理等の内容を含む多様な授業科目を充実させる。
- ・学部間、長崎県内外の大学、放送大学との単位互換制度を継続する。また、大学コンソーシアム長崎による長崎県内での大学間単位互換制度を推進する。

（大学院課程）

- ・引き続き各専門分野における基礎知識のための科目から高度な専門性を有する科目をバランスよく配置するとともに、必要に応じてその内容の改善を行う。
- ・博士後期課程にあつては、博士前期課程との一貫した教育が可能なカリキュラムについて、検討を継続する。

○授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

（学士課程）

- ・引き続き、少人数クラスによる対話型教育を推進する。
- ・チューター制度の更なる点検・評価を行い、留学生支援の充実を図る。
- ・コース管理システムを用いたeラーニングへの取組支援として、初級利用者・経験者・特定部局向け等の講習会を実施し、各部局におけるeラーニングの推進を支援する。
- ・WebClassシステムを大学の基盤システムとして定着させ、eラーニング支援体制の構築を検討する。

（大学院課程）

- ・海外における大学院生の実地調査研究及びインターンシップ等を支援する。
- ・国内外の最先端の研究者等による特別講義、セミナー、シンポジウム等を継続する。
- ・引き続き学習到達目標、成績評価の基準・方法をシラバスに明示し、教育を実施する。
- ・引き続き全研究科において、研究指導計画書に年間研究指導計画等を明示し、研究指導を行う。
- ・長崎大学教務委員会の下に設置されたeラーニングに関するワーキンググループの検討結果に基づき、全学を対象としたeラーニングのポータルサイト化を進める。
- ・TA制度を大学院教育の一環として位置付け、大学院生の実践教育を継続する。
- ・留学生それぞれの状況に応じた支援体制を継続する。
- ・留学生からの要望や相談を受け付けるホームページの充実を図る。

○適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

（学士課程）

- ・GPAや統一共用試験等を活用した学習到達度の測定及び履修指導を継続する。
- ・薬学部薬学科において、新たに統一共用試験を実施する。
- ・卒業時において、特に優秀な成績を修めた学生について、学長による表彰等を継続する。

（大学院課程）

- ・研究指導計画書に、研究指導方法、研究指導内容、年間研究指導計画、学位論文の指導体制・作成プロセス・評価基準・評価方法等を引き続き明示し、学生に配布する。
- ・教育目標に沿った課程の修業年限の弾力化や成績優秀者に対する短期修了制度を継続する。
- ・引き続き、修了時において特に優秀な成績を修めた学生や学術研究活動において高い評価を受けるなどの顕著な業績を挙げた学生に対しては、学長等からの表彰を行う。

（3）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

○適切な教職員の配置等に関する具体的方策

- ・全学教育における全学出動体制を継続するとともに、次期中期計画期間における教育実施体

制の在り方を検討する。

○教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

- ・講義室等の利用状況調査結果を教職員が閲覧できるようにし、施設の有効活用を積極的に推進する。
- ・引き続き共用スペースを含む講義室を全学的に効率的・弾力的に利用する。
- ・大学院生や留学生に対する教育の充実のため、教育研究環境の充実を図る。
- ・利用者のニーズにあわせた図書館の施設整備を引き続き行う。
- ・図書管利用に関する学生懇談会を継続して学生のニーズを直接把握し、施設整備及びサービス等に反映させる。
- ・附属図書館におけるマルチメディア活用環境の整備及び学生のニーズに対応したコンテンツの充実を引き続き行う。
- ・オープンラボ等の全学及び部局共用スペースを確保し、効率的利用を促進する。
- ・情報通信基盤システムを導入し、学内ネットワークの高速化及び安定稼働を実現する。
- ・利用者増加に対応した学生の自学自習ITシステムの整備を行う。
- ・FDの一環として行ってきた図書館ガイダンスを引き続き実施するとともに、学生ボランティアを活用した学生向け図書館ガイダンスを継続する。
- ・図書館利用に関するeラーニング教材を拡充する。
- ・学内の蔵書を活用するための基盤となる図書目録情報の遡及入力4ヵ年計画を完了する。
- ・長崎大学学術研究成果リポジトリ（NAOSITE）を持続的に拡充するための学内連携とデータベースシステムを確立する。

○教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

- ・本学における教育評価法の更なる改善のため、下記の取組を行う。
 - ①「学生による授業評価」に加えて、「教員による自己評価」を試行する。
 - ②教育の成果・効果の検証を行うため、卒業生に対するアンケート調査を行う。
- ・教員、部局への回答データ・集計データの提供を継続するとともに、より適切な結果を還元する。
- ・オンラインでの評価実施の効率化を進める。
- ・「学生による授業評価」の評価結果について、全学教育科目別集計をWebで公開する。
- ・「学生による授業評価」の個別の評価結果に関する学生と教員の相互理解を深めるため、教員によるコメントの公開を進める。
- ・教育に関する全学的な自己点検・評価の実施方策の開発研究及び評価フィードバックシステムの開発研究を継続する。

○教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

- ・効果的な全学FDの実施を更に進める。
- ・各部局において、専門教育及び大学院教育に関するFDを実施する。
- ・オンラインによるFDを取り入れた総合的なFD実施体制を試行する。
- ・平成20年度に実施した全学FDに関して、FDプログラムとその成果を評価し、結果をWebで学内外に公開する。
- ・科目別委員会と共同で全学教育に関するFDプログラムを開発し、引き続き実施する。
- ・引き続き部局の要請に応じて各部局におけるFDプログラムの開発支援を行う。
- ・マルチメディア教材とeラーニングのコンテンツの拡大を図る。

○全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策

- ・リメディアル教育用教材を利用して特色ある初年次教育を更に充実させるとともに、作成した教材の有効性を検証する。
- ・全学教育の在り方を新たに構築するために、学長室に置く全学的なワーキンググループの答申を受けて改革に着手する。

○学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項

- ・医歯薬学総合研究科の「生命科学・医療教育センター」において、基礎学部間の単位互換やカリキュラムの相互乗り入れを更に推進する。また、生産科学研究科においては、「教務関係3学部連絡委員会」で研究科の改組を視野に入れた基礎学部間の単位互換やカリキュラムの相互乗り入れについて更に検討を進める。
- ・教職関連科目の共同講義を継続する。
- ・平和・多文化センターの活動の一環として、学術交流協定に基づいた漢陽大学校師範大学の講義への学生の参加を引き続き推進する。また、東北師範大学をはじめ、中国の大学との交流の拡大を図る。
- ・創造工学センターの工学力（ものづくりを支える総合的な力）教育の拠点としての機能を充実させる。
- ・薬学部6年制による高度薬剤師養成に必要な実務実習模擬薬局の整備及び全国统一共用試験（C B T及びO S C E）を実施する。

（4）学生への支援に関する目標を達成するための措置

○学習相談・助言体制等に関する具体的方策

- ・学年担任制度、クラス担任制度、少人数担任制度、チューター制度など学部に適した体制を維持するとともに、T Aを配置して充実した指導を行う。
- ・「学生何でも相談室」と学部等の相談員との連携を密にし、相談機能を更に充実させる。
- ・ホームページに掲載した「学生相談Q & A」を充実させる。
- ・各学部においては、G P A、共用試験、到達度試験等を用いて教育の成果・効果を把握し、分析結果を用いた指導を継続する。
- ・単位取得状況の把握をより容易にする新W e b学生支援システムを導入する。
- ・情報通信基盤システムの導入により、学内ネットワークの高速化及び安定稼働を実現する。
- ・I T活用による情報システムの多様化により複雑になった利用者I Dやパスワードを整理し、一人ひとりのI Dで利用できる統合認証基盤システムを構築する。
- ・全学を対象とするeラーニングシステムとW e b学生支援システムとのデータ連携を図り、eラーニングシステムを用いた学習体制を整備する。
- ・eラーニングシステムの利用増加を目的とした各種講習会を開催する。

○生活相談及び就職支援等に関する具体的方策

- ・学生のニーズに対応するための重点支援方策の総括を行い、その結果を利用して、学生生活調査アンケートの項目を選定し、2回目の調査を実施する。
- ・学生相談体制の整備と「こころ」の健康保持
 - ①「学生何でも相談室」における学生相談対応のカウンセラー2名体制を継続する。
 - ②保健・医療推進センターにおけるメンタルヘルス相談担当者と各部局及び学生支援センターにおける学生支援担当者の連携を強化する。
 - ③学生相談支援等協議会で、学生相談の機動的対応のできる体制を整備し、休・退学等の減少に向けたきめ細かな指導・対策を実施する。
 - ④平成19年度採択学生支援G P「学生が自ら育む人間関係力醸成プログラム」により充実させた学生支援体制「やってみゅーでスク」において学生の自立的活動を推進する。
- ・心身の健康保持・増進等の支援
 - ①引き続き定期健康診断の受診を徹底させ、高い受診率を維持する。
 - ②学生・教職員の福利厚生を充実させるために、生活協同組合との定期的な協議を引き続き行う。
 - ③一般学生にも開放された各種運動施設、コミュニケーションルームと屋外の交流広場等の整備を行う。
- ・就職支援
不況下の求人減に対応した以下の就職支援を強力に遂行する。

- ①引き続き「就職何でも相談室」に学外のキャリアアドバイザーを配置するとともに、就職情報室の資料等を更に充実させる。
- ②就職支援担当教員・職員等連絡会を継続し、全学的就職指導体制を強化する。
- ③地域・行政・企業・大学の連携を更に充実させ、キャリア・インターンシップ教育を実施する。
- ④学内合同企業説明会、セミナー、進路ガイダンス等を引き続き実施する。
- ⑤就職に関する学生の自主企画を引き続き支援する。
- ・学生の自主的活動の支援
 - ①競技会、展覧会、学会等での成績優秀者及びボランティア活動等に対する表彰制度を継続する。
 - ②学生支援施設の整備を引き続き進める。
- ・経済的支援
 - ①再チャレンジ支援プログラムによる社会人学生の授業料免除を実施するとともに、引き続き各種財団等による奨学金制度を活用する。
 - ②大学院生のT A, R Aへの雇用を継続する。
 - ③外部資金による研究支援員等の雇用を継続する。

○社会人及び留学生等に対する配慮

- ・社会人に対する配慮
 - ①社会人にも配慮した教育環境の整備を進める。
 - ②学生相談体制、オフィスアワー、食堂等の夜間機能を充実する。
- ・留学生に対する配慮
 - ①留学生センター教員と部局の留学生指導主事との連携を強化し、留学生への支援を充実するとともに、チューター制度を更に整備・発展させる。
 - ②留学生交流スペース（プラザ）の設備の充実を図る。
 - ③国際交流会館の増築・改修を図る。
 - ④外部資金による企業等の名称を付した冠奨学金制度の導入を目指す。
- ・障害者に対する配慮
 - ①施設のバリアフリー化を引き続き進める。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

○目指すべき研究の方向性

- ・重点研究10課題の最終評価を行うとともに、研究成果を広く公表する。
- ・次期中期計画期間中における重点研究課題の在り方について検討を開始する。
- ・国際連携研究戦略本部の機能を最大限に活用し、海外における国際連携研究プロジェクトを拡大する。
- ・これまでの中核的研究拠点の成果を広く公表するとともに、更なる強化を図る。
- ・国際連携研究戦略本部は更に関係機関との協議を行い、新規ODA関連プロジェクトの受託を目指す。
- ・引き続き重点研究10課題を中心に推進するために、大学高度化推進経費及び科学研究費補助金等の競争的外部資金に附随する間接経費を活用する。
- ・引き続き基礎研究支援の一環として、大学高度化推進経費（公募プロジェクト経費）による研究支援を行う。

○大学として重点的に取り組む領域

- ・引き続き二つのグローバルCOEプログラムを積極的に支援する。
- ・引き続き東アジア経済に関わる研究や日本－台湾－韓国－中国を結ぶ環境学研究教育ネットワーク形成を推進する。
- ・環東シナ海洋学・水産学研究を日中韓で国際的に展開するために、これまで推進してきた

四大学による「東シナ海海洋水産ワークショップ」の枠組みを広げる。

- ・文部科学省連携融合事業「東アジア河口域の環境と資源の保全・回復に関する研究調査」の最終年度にあたり、研究の総括と今後の展望に関して国際シンポジウムを開催する。
- ・引き続き重点研究課題「国際感染症創薬研究事業」を積極的に支援する。
- ・現代の諸問題や本学の特性を踏まえた学際的研究の推進の一環として、医工連携研究や離島・へき地医療に関する研究を引き続き推進する。
- ・本学が中心となって長崎県、県内企業との連携を基に、省庁等の競争的資金公募に対応した研究プロジェクトの獲得を目指す。
- ・平成20年度文部科学省都市エリア産学官連携促進事業（発展型）に採択を受けた医工連携事業を実施するとともに、更に産官との協力のもと医工連携研究を拡大・推進する。

○成果の社会への還元に関する具体的方策

- ・産学官連携機構と（株）長崎TLOの連携を通じて、県内外の企業との共同研究を推進する。
- ・長崎県等との治験産業創出に向けた受託研究等を継続する。
- ・長崎大学学術研究成果リポジトリ（NAOSITE）と学内の各種データベースを連携し、研究活動によって得られた学術情報の有効活用を図る。
- ・新産業創出に向けた研究成果の活用のため、産学官連携機構と（株）長崎TLOとの連携体制を引き続き強化する。
- ・学内研究施設の学内共同利用機器について、学外開放を推進する。

○研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

- ・重点研究10課題の最終評価を研究水準に基づき行い、研究成果を広く公表する。
- ・次期中期計画期間中における重点研究課題の在り方について検討を開始する。
- ・SCI及びSSCI登録学術雑誌への受理論文数やインパクトファクター合計点を増加させるため、平成20年度に検証した増加策を強力的に実施する。
- ・学術雑誌に公表する研究論文や著書等の発表件数、特許の出願件数を更に増加させるため、平成20年度に検証した増加策を強力的に実施する。
- ・引き続き重点研究課題や大型研究プロジェクトの成果をホームページ等で積極的に公開する。
- ・学部等が行う公開講座・シンポジウム等を引き続き実施し、研究成果を地域・市民と共有する機会を提供する。
- ・共通認識とされた水準に従い、各部局で研究の進展状況を引き続き評価する。

（2）研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

○適切な研究者等の配置に関する具体的方策

- ・テニユアトラック制度の定着を図るための検討を行う。
- ・2つのグローバルCOEプログラムにおいて、海外の卓越した人材をプロジェクト経費により招聘し、国際共同研究を進める。
- ・引き続き重点研究10課題を中心に、大型競争的資金や間接経費を用いたポストクの採用を推進する。
- ・研究奨励金制度を活用し、大学院博士課程及び博士後期課程の学生への研究支援を推進する。
- ・研究方針に沿った客員研究員等の採用を進める。
- ・RAの活用を引き続き促進する。
- ・工学部教育研究支援部において「工学部教育研究支援部技術報告会」を実施するとともに、技術職員の技術レベルの向上を目的とした研修を実施する。
- ・坂本地区における技術職員等の一元的管理体制を整備し、研究支援体制の充実を図る。
- ・引き続き各九州地区国立大学法人等が開催する「技術職員スキルアップ研修」及び「技術専門員研修」へ技術職員を派遣する。

○研究資金の配分システムに関する具体的方策

- ・平成20年度に学長・副学長及び外部評価委員が実施した各重点研究課題の進捗状況に関する点検・評価結果に基づき、重点的資金配分を行う。
- ・重点研究10課題についてはホームページへの成果公表を継続する。

○研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

- ・老朽化整備が完了した部局では研究スペース配分を基準に則って適正に実施する。
- ・医歯薬学総合研究科薬学系の坂本キャンパス移転を実現するための方策について引き続き検討を行う。
- ・引き続き外部資金に附随する間接経費を活用し、共同研究設備の充実を図る。
- ・学内共同教育研究施設等の更なる再編・統合に向けた具体的改組案を作成する。
- ・動物実験計画及び組換えDNA実験計画の効率化・迅速化を図るため、電子申請・審査システムを導入し、円滑に運営する。
- ・各研究分野内で所有している研究機器についての情報公開を一層推進するとともに、既に公開した施設については活用状況を調査し、更なる有効活用を図る。
- ・化学系研究設備有効活用ネットワーク等を利用して、学外調査研究機関との研究施設供用を推進する。
- ・電子ジャーナル及び電子学術情報利用支援ツールの利用状況を調査し、費用対効果を検証する。
- ・資料の購入希望調査を実施し、貴重な人文社会系資料の購入計画を立案する。

○知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

- ・産学官連携機構の機能を更に強化し、(株)長崎TLOとの情報共有を進め、企業訪問等により、大学シーズの紹介と企業ニーズの発掘、知的財産の創出・活用のサイクルを更に推進する。
- ・産学官連携機構は長崎県の新産業創造構想における分野(創薬・医工連携、水工連携)のワーキンググループに引き続き参画する。
- ・平成20年度に引き続き、産学官連携戦略会議を更に充実させ、地域の産学官連携に関する組織との連携を強化する。
- ・引き続き出島インキュベーターに入居した研究グループのベンチャー企業化、ビジネス化への推進を支援する。
- ・技術移転の増加を図るため、平成20年度に引き続き、産学官連携機構と(株)長崎TLOは大学シーズの紹介と企業ニーズの発掘、知的財産の創出・活用の情報を共有し、緊密な連携活動を継続する。

○研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

- ・次期中期計画期間に向けて、新たな重点研究課題の選定を開始する。

○全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策

- ・ケニア拠点を中心に国際的な共同研究を推進する。
- ・グローバルCOE採択課題に対して引き続き支援を行う。
- ・次期中期計画期間に向けて、熱帯医学研究所の全国共同利用施設としての役割を積極的に支援する。
- ・産学官連携戦略会議を基軸にして、「長崎県産学官連携ビジネス化支援センター推進会議」、「長崎県における産学官連携に関する大学等間ネットワーク」において積極的な情報交換を行う。
- ・先導生命科学研究支援センターを中心とした学内共同研究体制の強化を図る。
- ・海外に設置した交流推進室を中心に研究交流を発展させるとともに、新たな交流推進室の設置を検討する。

- ・連携融合事業「東アジア河口域の環境と資源の保全・回復に関する研究調査」の成果を総括し、今後の課題を抽出して次の5年間の計画立案を行うとともに、東アジア沿岸海域の環境と資源の将来にわたる保全・回復・利用の基本的な方向について提言をまとめる。
- ・水産学部附属練習船や環東シナ海海洋環境資源研究センターの国内外の共同利用を更に推進する。
- ・引き続き学内共同教育研究施設の学際的、国際的な研究を一層推進するため、組織の再編を進めるとともに、間接経費を戦略的に活用する。
- ・これまでの複式教育に関する研究成果をまとめ、学部及び大学院の講義用教材として活用し、授業の改善を図る。また、大学教員、附属小学校教員及び公立小学校教員の協働による講義を通して複式教育の授業実践力の向上を目指す。

○学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項

- ・WHO医療被ばく会議，緊急被ばく医療会議，IAEAの専門家交流事業に専門家を派遣し，事業の展開を図る。
- ・グローバルCOE関連の国際シンポジウム，ワークショップ及びセミナーを開催する。
- ・引き続き熱帯医学分野において「世界のトップ5」を目指すため，平成20年度に実施した外部評価結果に基づき，研究体制の充実を図る。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携，国際交流等に関する目標を達成するための措置

○地域社会等との連携・協力，社会サービス等に係る具体的方策

- ・大学病院は引き続き輸入感染症の診断・治療に関する相談業務を実施する。
- ・大学病院を始めとする医歯薬学系は，長崎県，長崎県医師会と連携して臨床治験ネットワークを活用した臨床治験産業創出に向けた活動を行う。
- ・大学院への社会人の受け入れを推進し，地域における人材育成を図る。
- ・引き続き人材育成をも兼ねた新しい生涯学習センターの理念（平成18年度に策定したマスタープラン）に基づいた講座を開講する。
- ・地域教育支援の更なる推進のため，心の教育総合支援センターの活動を推進する。
- ・離島における小・中・高校を対象とした大学教員の授業訪問等を引き続き実施する。授業訪問に際しては，校内研修での職員への指導助言ばかりではなく，児童・生徒を対象とした個別相談も実施する。
- ・現職教員に対する再教育として，研修会，講師の派遣等を引き続き行う。
- ・教員免許状更新講習に教員を派遣し，その円滑な実施に寄与する。
- ・教育訪問や教育支援，各種研修会・研究会の企画実施，各教育施設の開放や高大連携事業等を継続する。
- ・引き続き「地域と大学等との連携推進会議」において，本学が地域の核として連携事業に取り組む。
- ・「長崎県における産学官連携に関する大学等間ネットワーク」の運営及びホームページの運用を継続する。
- ・社会の要望に応えるため，国際機関・国・地方公共団体等への委員会委員や学会等の役員として，情報の提供と意思決定に継続して参画する。
- ・本学の有する学術資料等の有効活用のため，古写真アルバム「ボードインコレクション」に関する調査研究を進める。
- ・貴重資料の修復保存計画（5年間の年次計画）に基づき，保存環境の整備，資料の修復等を完了する。

○地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策

- ・「長崎県における産学官連携に関する大学等間ネットワーク」における相互乗り入れ体制を促進するため，大学等間の研究者情報及び共同利用設備等に関し，引き続き情報共有及び連携を強化する。

- ・国立大学等における化学系研究設備の有効活用を図るため、「化学系研究設備有効活用ネットワーク協議会」の活動を推進する。
- ・引き続き地域の公私立大学、公設機関と連携して、教育研究・学生支援・地域貢献分野におけるプロジェクトを本学が中心となって設定し、各種競争的資金提供事業の公募に応募する。
- ・「地域と大学等との連携推進会議」において本学が中心となって具体的な事業の策定、取組を担う。
- ・放送大学の学生向けに、図書館利用のガイダンスや図書館ツアー等を実施する。
- ・産学官連携機構は（株）長崎TLOとの連携を密にし、大学シーズの紹介と企業ニーズの発掘を行うとともに、共同研究及び知的財産の創出と活用に必要な情報を共有することにより地域民間企業への技術移転を引き続き推進する。

○産学官連携の推進に関する具体的方策

- ・地域民間企業への技術移転を推進するため、産学官連携機構は（株）長崎TLOと連携し、大学が有する情報を積極的に公開する。
- ・引き続き産学官連携機構は、長崎県の新産業創造構想の研究分野において、それぞれのワーキンググループに参画し、産学官連携共同研究プロジェクトを立ち上げる。
- ・長崎県や県内企業との連携を基に、省庁等の競争的資金公募に対応した研究プロジェクトを推進する。
- ・自治体との組織間の連携の下に種々の事業に積極的に参画するとともに、自治体等の各種委員会、審議会への参加協力を継続する。
- ・引き続き産学官連携機構は（株）長崎TLOと連携して大学のシーズ紹介や研究者紹介を行うとともに、経営手法など様々な課題についての研究会等を支援する。
- ・引き続き知的財産の有用な社会的活用法を説明するとともに、知財ポリシーや営業秘密管理の周知化を図る。

○留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

- ・グローバルCOE、重点研究課題及び学術交流協定に関連して本学が主催する国際学術会議等を引き続き開催するとともに、その他の国際学術会議も積極的に誘致する。
- ・外国の大学等との学術交流協定に基づく国際交流事業に対する支援を継続するとともに、重点交流大学の選定を行う。
- ・学生や事務職員の海外短期語学留学を更に拡充する。
- ・大学高度化推進経費（公募プロジェクト経費）により職員の海外派遣に対する支援を継続する。
- ・留学生受入れを更に推進するため、外国の大学との単位互換制度の充実を図るとともに、重点的に交流を行う海外の拠点大学・機関を選定する。
- ・外部資金による企業等の名称を付した冠奨学金制度の導入を図る。
- ・教職員の留学生後援会への加入率の向上を図る。また、学外者の会員の増加に努める。
- ・アジア系言語に堪能な職員を適切に国際交流課に配置し、留学生に対する相談・支援体制を継続する。
- ・留学生交流スペース（プラザ）の設備の充実を図る。
- ・国際交流会館の増築・改修を図る。
- ・外国人研究者の招聘に当たって、研究者用の宿舎を整備し、研究及び生活支援体制の充実を図る。

○教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

- ・引き続きWHO、JICA等との協議を行い、新規プロジェクトの受託を目指す。
- ・現在設置されている3つのWHO協力センター（精神保健、放射線誘発甲状腺疾患、熱帯性ウィルス病）を引き続き維持するとともに、国際機関による共同研究に参画する。
- ・環東シナ海洋環境と資源の保全に向けて実施してきた連携融合事業「東アジア河口域の環

境と資源の保全・回復に関する研究調査」の総括を韓国・中国の共同研究者とともにを行い、次年度以降の活動について協議する。

- ・オランダ・ライデン大学と日蘭交流史の共同研究を実施する。
- ・グローバルCOEの基本コンセプトを含む被ばく者医療の先端的研究を継続，発展させる。
- ・ロシア及びアジア諸国との被ばく者医療に関する共同研究・教育を推進する。
- ・ケニア，ベトナムの研究交流拠点の活動を強化し，更なる充実を図る。
- ・済州大学校と上海海洋大学の交流推進室の活動を強化し，研究交流の充実を図る。
- ・「長崎学デジタルアーカイブス」を更に拡充し，国内外の日本研究を支援する。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

○医療サービスの向上や経営の効率化に関する具体的方策

- ・初診の患者数及び新入院患者数の増と平均在院日数の短縮を図りながら，適正な病床稼働率を維持する。
- ・手術室の効率的運用を踏まえて，手術件数の増加を図る。
- ・医薬品採用適正化小委員会を定期的に開催し，医薬品採用数の適正化を進める。併せて，後発医薬品の採用についても対象薬剤を拡大する。
- ・診療情報の精度管理を充実・継続させる。
- ・ボランティアコーディネーターによる新人ボランティアの教育，活動支援等を継続する。
- ・入院患者から好評を得ているロビーコンサートをはじめとする各種イベントの開催を継続する。
- ・地域周産期母子医療センターの認定を受け，周産期医療（妊産婦及び新生児医療）を途切れることなく地域に提供する。
- ・電子化されたクリティカル・パス（診療計画工程表）の使用を促進し，パス使用後の患者満足度・バリエーション分析・経営分析を行い，医療を標準化する。
- ・IT医療情報ネットワークを稼働させ，病院・診療所との連携強化を図り，迅速かつ詳細な患者情報の伝達により，患者にとって最適な転院，在宅医療を促進し，在院日数の短縮を図る。
- ・引き続き安全管理部と関係する委員会との連携強化を図り，高度な安全管理体制及び品質管理体制を充実させる。
- ・eラーニングによる高度な安全管理体制及び品質管理体制を構築する。
- ・ISO（国際標準化機構）9001認証の継続審査を受審する。
- ・「診療のご案内」を広く一般に公開するため，新たに病院ホームページに掲載する。
- ・病院本館改修工事として第1工区改修工事を行う。
- ・副病院長を増員し，新たに病院長補佐を設け，病院長をサポートする体制を強化するとともに，経営の改善及び効率化を推進する組織を強化・維持する。
- ・原価計算の精度を高め，経営面で寄与する診療部門に対し，インセンティブ経費の配分を行う。
- ・SPDシステムに処置オーダーシステムを連携させ，適正な在庫管理を行う。

○良質な医療人養成の具体的方策

- ・医学生・歯学生に対して引き続き診療参加型臨床実習を実施するとともに，卒前臨床教育推進のためのOSCE（客観的臨床技能評価法）及びadvancedOSCE並びにPBLチュートリアル（問題解決型学習）を継続する。また，薬学部薬学科の学生においては，新たにOSCEを実施する。
- ・高次臨床実習で救急部を選択した医学生に対し，引き続き，急病や怪我に対する応急処置，トリアージ及び外傷初期対応を学ばせる。
- ・歯学生に対しては，引き続き，BLSを麻酔・生体管理室の担当・指導のもとに臨床実習において実施する。
- ・引き続き，県内の臨床研修病院と連携して研修医募集に係る合同説明会を開催し，本県の研修医確保増に努める。

○研究成果の診療への反映や先端的医療の導入のための具体的方策

- ・高度先進医療専門委員会において、承認済み案件の検証・評価のみならず、新規申請の審査を継続して行う。
- ・医学部及び工学部と連携し、医療機器等の研究開発に向けて、継続的に産学官連携活動を展開し、事業化・商品化を目指す。
- ・院内の治験コーディネーターの研修を充実させ、治験管理センターの機能強化を図るとともに、新たに出来高制の導入準備を行う。
- ・引き続き地域治験ネットワークの強化を図り、治験従事者に対する研修を実施する。

○適切な医療従事者等の配置に関する具体的方策

- ・病院所属教員への任期制の適用を継続する。
- ・診療体制を強化するため、コメディカルスタッフの増員を図る。
- ・本学の人事評価システムに沿って、人事評価を本格実施する。

○離島医療及び地域医療を充実するための方策

- ・地域に根ざした医療人を養成するため、「へき地病院再生支援・教育機構」を発展させた組織と長崎県の地域の中核的医療機関が連携した研修システムを継続する。
- ・大学を含めた管理型臨床研修病院と連携し、初期研修プログラム地域医療実習に参画する。
- ・地域医療連携業務が病院全体のシステムとして効率的に行われるようにするため、地域医療連携部門スタッフ以外にも業務の中核となって退院支援・療養支援が行える職員を育成する仕組みを構築する。
- ・市民への医療・福祉の啓発のため、引き続き公開講座を企画開催する。
- ・患者の医療・福祉の向上のため、「患者の友の会」に参加し、啓発・指導する。市民公開講座等を通し、関係ある医師・コメディカル職員がその活動を積極的に支援する。
- ・地域連携に関する講演会・研修会を開催する。
- ・トロント大学地域医療学講座と連携し、本学の地域医療人育成プログラムの発展・充実を図るとともに、へき地教育拠点病院のスタッフとトロント大学スタッフとの交流を促進させ、病院スタッフの自発的な教育貢献を醸成する。
- ・へき地医療体験合宿を更に継続・発展させ、研修医・医学生にへき地での医療活動を体験させ、地域に貢献できる医療人の育成を図る。

○医療の国際的共同研究及び国際協力を推進するための方策

- ・引き続き国際ヒバクシャ医療センターを拠点として、世界各地の被ばく地における国際共同研究を推進するとともに、WHO緊急被ばく医療ネットワーク（REMPAN）の指定研究協力センター（Collaborating Center）として、国内外の緊急被ばく医療ネットワークの構築を目指し、日本国内とアジア地域の緊急被ばく医療体制を放射線医学研究所と広島大学と連携し整備する。
- ・国際的に感染症の診断・治療及び研究を行うために、国際感染症センターの設置に向けて、引き続き長崎県と具体的検討を行う。

（3）附属学校に関する目標を達成するための措置

○大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策

- ・教育学部、附属学校園及び教職大学院の代表者からなる「教育学部・教育学研究科・附属学校園協議会」を新たに発足するとともに、同協議会を定期的に開催し、共同研究や連携・協働の機能を一層強化する。
- ・共同研究の活性化を図るため、各教科の授業研究を充実させる。
- ・附属学校園は教育学研究科の教職実践専攻及び教科実践専攻の両専攻の実習がより効果的に実施されるよう、教育学部や教育学研究科と協議し、実習方法等の改善を図る。
- ・附属学校園は、教育学部及び教育学研究科と連携し、4附属学校園が取り組む「タフな国際

人の育成」の実現のために設定する4つの柱（英語、心、ICT、多文化）に関する具体策を適切に実施する。

○学校運営の改善に関する具体的方策

- ・今後の学校運営の改善に資するため、学校評価、育友会、学校評議員会等の意見及び保護者等からの意見を参考に、定期的に各附属学校園の運営委員会等で協議する。
- ・各附属学校園ではいじめの実態に関するアンケート調査及び聞き取り調査等を実施し、その結果について学年部会や運営委員会等で情報交換を行い、早急かつ適切な対応を図る。

○附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策

- ・4附属学校園が取り組む「タフな国際人の育成」の実現に向けて見直しを図った入学者（入園者）選考について検証する。

○公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策

- ・教職経験を有する教員の研修の実施に際しては、県の要項に基づき附属学校園で作成した研修要項に従い、適切かつ計画的に実施する。
- ・附属学校所属教員及び県内教員の資質向上を図るため、本学において実施する現職教員研修を一層充実させる。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

○全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

- ・学長を中心に役員会、学長・副学長会議、経営協議会及び教育研究評議会が連携し、次期中期計画を策定する。
- ・大学経営において最も重要な位置を占める附属病院への大学本部支援体制を強化するため、医学部・歯学部附属病院から大学病院へ改組し、学長が指名する理事が病院長を兼務する体制に移行する。

○運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

- ・学長室の企画・立案機能と平成20年度に設置した「学長・副学長会議」の運営本部的機能を活用し、より効果的・機動的な運営を行う。
- ・学長・理事が法人経営の責任を負い、副学長が大学の運営責任を負う体制を確立する。
- ・引き続き平成20年度分のセグメント毎の収支データ、損益データを基に、中期計画期間中のデータを分析するとともに、次期中期計画期間の運営費交付金の配分ルールを踏まえ、平成22年度予算配分方針を策定する。
- ・医学部・歯学部附属病院から大学病院への改組に伴い、病院収支改善と診療環境改善のため、病院セグメントにおける柔軟かつ機動的な財務人事システムの導入を検討し、併せて病院経営感覚に優れた外部有識者を登用する。
- ・法人の管理運営を担当する役員会と大学の業務執行を担当する学長・副学長会議の役割分担を明確にするとともに、副学長による大学業務の執行責任体制を学内に周知し、実質化する。
- ・引き続き経営協議会と教育研究評議会の両方にまたがる重要案件がある場合には、合同委員会を開催する。

○学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的方策

- ・大学病院への改組に伴い、病院長を兼務する理事の意思決定をサポートするため、副病院長を増員し、その権限と責任のもと、迅速かつ機動的な意思決定ができる体制を強化する。

○教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

- ・「学長室」に設置するワーキンググループの構成員として事務職員が参画し、教員とともに

大学の懸案事項に関する調査・分析，企画・立案を行う。

○全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

- ・前年度に行った重点研究10課題の中間評価結果に基づき，10課題への支援資金の配分の見直しを行う。また，大学院GPに附随する間接経費を活用した重点的教育改善方策を実施するための体制を確立する。
- ・平成21年度は，学長管理教職員ポストを新たに6増し，17を確保する。

○学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策

- ・学長室ワーキンググループに高い見識を有する外部有識者を加え，本学が抱える重要懸案事項に関する企画・立案を行う。

○内部監査機能の充実にに関する具体的方策

- ・監査室による業務及び会計監査を臨時・定期的に行うにあたり，不正防止計画推進室及び監事等との連携を強化し，より実効性のある内部監査を実施する。特に不正使用防止の観点から公的研究費の重点監査を実施する。

○国立大学法人間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策

- ・引き続き国立大学協会「九州地区国立大学間の連携に係る企画委員会」の委員長校として，九州地区支部会議の審議のもと，九州地区の国立大学の連携事業を推進する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

○教育研究組織の見直しの方向性

- ・薬学部薬科学科の学年進行に連動して，医歯薬学総合研究科新生命薬科学専攻（仮称）修士課程の平成22年度開設に向けて準備を行う。
- ・生産科学研究科の改組について，改組の必要性，基礎学部の再編・統合の可能性まで含め，学長室に設置するワーキンググループで具体的な案を策定する。
- ・学内共同教育研究施設等の更なる再編・統合に向けた具体的改組案を作成する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

○人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

- ・教員の人事評価システムを継続する。
- ・事務系職員については，新人事評価システムを本格実施する。
- ・教員については，確立した基準及び指針を引き続きインセンティブ付与に活用する。
- ・事務系職員を対象とした人事評価システムの本格実施に合わせて，インセンティブ付与基準を整備する。

○柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

- ・年俸制の問題点洗い出し作業の結果に基づき，汎用性のある制度設計を行い，年俸制適用者を拡大する。

○任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

- ・任期制導入後，初めて再任評価を実施したことを受け，実施部局にアンケートを行い，任期制の導入効果等についての検証を行う。
- ・引き続き多様な人材確保を進めるため，公募による教員選考を推進する。

○外国人・女性等の教職員採用の促進に関する具体的方策

- ・「次世代育成支援対策に係る行動計画」を確実に実行する。
- ・保育所を整備・充実する。
- ・男女共同参画の推進を図るため，担当副学長を中心に女性研究者の支援に重点的に取り組む

- とともに、学内教職員等に対する啓発活動を強化する。
- ・引き続き障害者の雇用を推進する。
 - ・施設等の整備に当たっては、一層のバリアフリー化を推進する。
 - ・引き続き「高齢者等の雇用安定等に関する法律」に対応して、再雇用を実施する。

○事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

- ・引き続き階層別研修，職能別研修及び自己啓発研修等の学内研修を実施するとともに，eラーニングを利用した研修を企画・実施する。また，事務系職員の新人事評価システムの実施に伴う評価者研修の充実を図る。
- ・OJTの一貫として，「学長室」に設置するワーキンググループの構成員として事務職員が参画し，大学運営に関する企画・立案を行う。

○中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

- ・平成19年度に策定した人件費削減計画を着実に実行し，平成21年度は，学長管理教職員ポストを新たに6増やして，17を確保する。
- ・医学部・歯学部附属病院から大学病院への改組に伴い，病院収支改善と診療環境改善のため，病院に特化した柔軟かつ機動的な人事システムの導入を検討・実施する。

○人件費削減の取組に関する具体的方策

- ・人件費削減計画を引き続き実施する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

○事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

- ・事務効率化プロジェクトチームによる検討結果等に基づき，更なる事務の効率化を図るとともに，事務組織の見直しを引き続き進める。
- ・学生相談体制の充実を図るため，「学生何でも相談室」にカウンセラー2名を引き続き配置する。
- ・学生支援センターの就職支援班と学生支援プログラム「やってみゅーでスク」が連携し，キャリア形成支援を充実させる。

○複数大学による共同業務処理に関する具体的方策

- ・引き続き「九州地区国立大学法人等事務系職員等人事委員会」及び「九州地区国立大学法人等事務系職員等人事委員会運営協議会」の構成員としての責務を果たすほか，九州地区の各大学と共同して本学で行う国立大学法人等職員採用試験を円滑に実施する。

○業務のアウトソーシング等に関する具体的方策

- ・アウトソーシングについて経費節減及び業務効率化の観点から再評価するとともに，その評価結果を踏まえて，更なる派遣職員契約，民間委託を推進し，業務の効率的な運用を図る。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

○科学研究費補助金，受託研究，奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策

- ・産学官連携機構と（株）長崎TLOが連携し，情報を共有し産学官連携事業を拡大する。
- ・引き続き科学研究費補助金への全教員の応募を目指すとともに，採択率を向上させるため科学研究費補助金申請書の相互点検等を行う。
- ・基盤研究（S），（A），若手研究（S），（A）等の大型科学研究費補助金獲得の可能性の高い申請者に対して研究資金援助を含めた支援を行う。
- ・全学同窓会及び各学部等同窓会を通じて同窓生との情報交換及び連携協力を更に推進するなど，本学の支援組織を強化する。
- ・科学研究費補助金や共同研究，受託研究，その他の外部資金の受入れを平成20年度より増

加させる。

- ・国際連携研究戦略本部の機能を活用し、国際機関や各省庁、ODA関連の外部資金を新規に獲得する。

○収入を伴う事業の実施に関する具体的方策

- ・引き続き施設の効果的な運用を図るため、ホームページ等を活用した積極的な情報提供を進める。
- ・特許料収入が見込める発明の機関承継と特許出願を増加させる。
- ・従来の特許出願案件に対する評価を行い、維持の可否を決定する。
- ・ライセンス契約を増やすために（株）長崎TLOとの連携を強化する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

○管理的経費の抑制に関する具体的方策

- ・業務集約による事務効率化を進めるとともに、新たに導入した人事給与システムを活用して、人件費の変動をより正確で多角的に分析できる環境を整備する。
- ・平成16年度以降実施してきた職員録、学報等の電子化の成果を検証するとともに、その内容を基に情報のデータベース化と既存書類の電子化によりペーパーレス化を引き続き推進する。
- ・平成16年度以降実施してきた経費の抑制に関する取組（契約事務の効率化、公用車の削減、刊行物の精選、光熱水料の節減等）の成果を検証するとともに、その内容を基に業務の見直し、光熱水料等管理費の低減を引き続き図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

○資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策

- ・教育研究共用スペース（オープンラボ）を規則等に基づき確実に運用する。
- ・講義室等の稼働率及び利用形態を引き続き把握し、施設を有効活用する。
- ・長期にわたる施設の効果的な活用を図るため、施設維持管理計画（営繕発注計画）に基づき計画的な維持保全を行う。
- ・総合的な安全点検を継続的に行うため、柳谷団地に引き続き、坂本1団地の施設について、施設安全点検パトロールを実施する。
- ・平成19年度に受託した特許庁委託事業「大学特許の活用の成功例の研究開発」の成果を基に、引き続き研究者に対して有用な社会的活用法を説明するとともに、知財ポリシーや営業秘密管理の周知化を図る。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

○評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策

- ・自己点検・評価結果、第三者評価結果等については、引き続き学内周知を図るとともに、広く社会に対しても公表する。
- ・第3回（平成24年度実施予定）の個人評価の実施に向けて、更に実施基準等の見直しを進める。

○外部評価等

- ・部局等においては、外部評価等を引き続き実施する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

○大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策

- ・研究者情報等データベース（研究者総覧）を充実させる。
- ・大学広報誌「CHOHO」を増刷し、各学部同窓会会員に配布する。
- ・情報の公開に当たっては、各種関係規則等に基づいて引き続き適切に対応する。

○学外に対する情報提供事項のデータベース化の推進計画とそのための体制整備

- ・長崎大学学術研究成果リポジトリ（NAOSITE）を持続的に拡充し、国内外に学術情報を発信する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

○施設等の整備に関する具体的方策

- ・長崎大学施設緊急整備5か年計画に基づき、引き続き施設整備計画を推進する。
- ・学生の学習環境及び生活環境に係る施設の改善を引き続き進める。
- ・病院本館改修工事については、事業計画に沿って整備を進める。
- ・環境科学部本館及び経済学部本館については、耐震性向上、機能改善及び共有スペースの創出等を目的に改修を実施する。
- ・国際連携研究戦略本部及び大学院国際健康開発研究科の特色ある教育研究活動を推進するためのスペースを新たに確保する。
- ・施設等の整備に当たっては、一層のバリアフリー化を引き続き推進する。

○施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策

- ・講義室等の稼働率を引き続き全学に公開するとともに施設の有効活用を推進する。
- ・引き続き共同利用が可能な大型学内設置機器等に関する情報を学内のホームページに掲載し、設備の有効活用を更に推進する。
- ・エネルギー使用量の公開やポスター等により省エネルギーを推進し、温室効果ガスの削減への意識啓発を引き続き図る。
- ・総合的な安全点検を継続的に行うため、柳谷団地に引き続き坂本1団地の施設について、施設安全点検パトロールを実施する。
- ・構内環境美化に対する意識の向上を図るため、美しいキャンパスづくりを推進する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

○労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策

- ・労働安全衛生体制を充実させるとともに、教職員に対する安全教育を継続する。
- ・教職員の健康管理と健康増進を図る体制を充実させるため、平成20年度に配置した産業カウンセラーを活用するとともに、新たに産業保健師を配置する。
- ・引き続き環境配慮の方針に基づいた取組を推進するとともに、地域社会に根ざす教育研究活動をより進め、その成果を取りまとめ「環境報告書2008」において公表する。

○学生等の安全確保等に関する具体的方策

- ・オリエンテーション等において、「ばってんライフ」、「学生生活案内」を配布し、安全・衛生管理等を徹底する。
- ・留学生については、国際交流会館入居者オリエンテーション、防火訓練及びトラブル相談ポケットカードの配布を通じて安全意識の高揚を図る。
- ・4附属学校園は必要に応じて危機管理マニュアルの改訂を行うとともに、教職員へのマニュアルの周知を徹底する。また附属学校園の合同避難訓練等を行い、連携を一層強化する。

○核燃料物質、RI及び毒劇物等の適切な管理

- ・核燃料物質、RI、毒劇物及び病原体等の使用状況等を検証し、引き続き「PRT法」への対応及び化学物質・薬品類の安全管理を行う。
- ・全学の放射線施設の安全管理点検・調査を引き続き行う。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

Ⅶ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

4 1 億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れすることも想定される。

Ⅷ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡する計画

- ・長崎市へ都市計画道路用地として片淵キャンパスの敷地の一部を譲渡する。(平成21年度は956.34㎡譲渡予定 全体計画は2,455.75㎡)

重要な財産を担保に供する計画

- ・附属病院の外来棟他の整備及び病院特別医療機械設備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。

Ⅸ 剰余金の使途

- ・決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財 源
総合研究棟改修 (経済学系)	総額 4,827	施設整備費補助金 (2,243)
総合研究棟改修 (医学系)		船舶建造費補助金 0
外来棟他改修		長期借入金 (2,516)
基幹・環境整備 (外構整備)		国立大学財務・経営センター施設費 交付金 (68)
小規模改修 一般設備		

(注)・「施設整備費補助金」のうち、平成21年度当初予算額1,567百万円、前年度よりの繰越額676百万円

- ・金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

* 採用方針

障害者の法定雇用率を維持していくとともに「高齢者の雇用安定等に関する法律」に対応して定年退職者の再雇用を実施し、「シニアスタッフ」として積極的に活用する。

* 雇用方針

【人事評価】

教員の人事評価システムを継続する。また、事務系職員を対象とした新たな人事評価システムを本格実施する。なお、この本格実施に合わせて、インセンティブ付与基準を整備

する。

【人員削減・適切配置】

平成19年度に策定した人件費削減計画を着実に実行する。また、学長管理教職員のポストについては、全学的な立場から機動的かつ戦略的に運用する。

*** 人材育成方針**

教員については、引き続きファカルティ・ディベロップメントを充実し、教育能力の向上を図る。また、事務系職員を対象とした階層別研修，職能別研修及び自己啓発研修等を引き続き実施するとともに評価者研修の充実を図る。併せてeラーニングを利用した研修を企画・実施する。

(参考1) 平成21年度の常勤職員数 1,609人
また、任期付職員数の見込みを 591人とする。

(参考2) 平成21年度の人件費総額見込み 22,165百万円

(別紙) 予算, 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成21年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	17,012
施設整備費補助金	2,243
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	763
国立大学財務・経営センター施設費交付金	68
自己収入	20,310
授業料、入学金及び検定料収入	5,154
附属病院収入	14,933
財産処分収入	68
雑収入	155
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	2,810
長期借入金収入	2,516
貸付回収金	0
承継剰余金	5
目的積立金取崩	808
計	46,535
支出	
業務費	34,808
教育研究経費	18,834
診療経費	15,974
一般管理費	1,716
施設整備費	4,827
船舶建造費	0
補助金等	763
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	2,810
貸付金	0
長期借入金償還金	1,577
国立大学財務・経営センター施設費納付金	34
計	46,535

(注)

- 「運営費交付金」のうち、平成21年度当初予算額16,246百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額766百万円
- 「施設整備費補助金」のうち、平成21年度当初予算額1,567百万円、前年度よりの繰越額676百万円

[人件費の見積り]

期間中総額22,165百万円を支出する。(退職手当は除く)

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額16,273百万円)

2. 収支計画

平成21年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	42,094
經常費用	42,094
業務費	37,447
教育研究経費	2,677
診療経費	7,344
受託研究経費等	1,875
役員人件費	118
教員人件費	13,279
職員人件費	12,154
一般管理費	508
財務費用	495
雑損	0
減価償却費	3,644
臨時損失	
収益の部	41,080
經常収益	41,074
運営費交付金収益	16,872
授業料収益	3,958
入学金収益	614
検定料収益	129
附属病院収益	14,933
受託研究等収益	1,875
補助金等収益	505
寄附金収益	889
財務収益	13
雑益	200
資産見返運営費交付金等戻入	718
資産見返補助金等戻入	115
資産見返寄附金戻入	206
資産見返物品受贈額戻入	47
臨時利益	6
純利益	△ 1,014
目的積立金取崩益	170
総利益	△ 844

注) 損益が均衡しない理由

附属病院における当期資産取得額及び借入金元金償還額等(1,743百万円)と見返勘定を伴わない減価償却費等(2,587百万円)との差額(844百万円)

3. 資金計画

平成21年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	
資金支出	49,744
業務活動による支出	38,045
投資活動による支出	7,280
財務活動による支出	1,577
翌年度への繰越金	2,842
資金収入	49,744
業務活動による収入	40,061
運営費交付金による収入	16,246
授業料・入学金及び検定料による収入	5,154
附属病院収入	14,933
受託研究等収入	1,875
補助金等収入	763
寄附金収入	935
その他の収入	155
投資活動による収入	2,379
施設費による収入	2,311
その他の収入	68
財務活動による収入	2,516
前年度よりの繰越金	4,788

別表（学部の学科，研究科の専攻等）

教育学部	学校教育教員養成課程	840人 (うち教員養成に係る分野 840人)
	情報文化教育課程	120人
経済学部	総合経済学科	
	・昼間コース	1,450人
	・夜間主コース	240人
医学部	医学科	600人 (うち医師養成に係る分野 600人)
	保健学科	452人
歯学部	歯学科	320人 (うち歯科医師養成に係る分野 320人)
薬学部	薬学科	160人
	薬科学科	160人
工学部	機械システム工学科	320人
	電気電子工学科	320人
	情報システム工学科	200人
	構造工学科	160人
	社会開発工学科	200人
	材料工学科	200人
	応用化学科	200人
	各学科共通	20人
環境科学部	環境科学科	580人
水産学部	水産学科	440人
教育学研究科	教科実践専攻	36人 (うち修士課程 36人)
	教職実践専攻	40人 (うち専門職学位課程 40人)
経済学研究科	経済経営政策専攻	30人 (うち博士前期課程 30人)
	経営意思決定専攻	9人 (うち博士後期課程 9人)
生産科学研究科	機械システム工学専攻	60人 (うち博士前期課程 60人)
	電気情報工学専攻	104人 (うち博士前期課程 104人)
	環境システム工学専攻	72人 (うち博士前期課程 72人)
	物質工学専攻	76人 (うち博士前期課程 76人)
	水産学専攻	74人 (うち博士前期課程 74人)
	環境共生政策学専攻	16人 (うち博士前期課程 16人)
	環境保全設計学専攻	34人 (うち博士前期課程 34人)
	システム科学専攻	33人 (うち博士後期課程 33人)
	海洋生産科学専攻	45人 (うち博士後期課程 45人)
	物質科学専攻	42人 (うち博士後期課程 42人)
	環境科学専攻	24人 (うち博士後期課程 24人)

医歯薬学総合研究科	熱帯医学専攻	12人 (うち修士課程 12人)
	保健学専攻	24人 (うち修士課程 24人)
	医療科学専攻	293人 (うち博士課程 293人)
	新興感染症病態制御学系専攻	92人 (うち博士課程 92人)
	放射線医療科学専攻	41人 (うち博士課程 41人)
	生命薬科学専攻	165人 〔うち博士前期課程 106人 博士後期課程 59人〕
	国際健康開発研究科	国際健康開発専攻
附属幼稚園	150人 学級数 5	
附属小学校	738人 学級数 21	
附属中学校	540人 学級数 14	
附属特別支援学校	60人 学級数 9	